

## 「関内駅周辺地区駐車場整備ルール」の策定について 皆様のご意見を募集します

横浜市では、平成31年1月、関内駅周辺地区の新たなまちづくりの方向性を示した「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」を策定しました。

この中で、関内駅周辺地区が「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとしたまちづくりを進めることや、来街者や住民が安心して楽しく歩ける「歩きやすい地区」を目指すこと等を示しています。

このたび、関内駅周辺地区を「歩きやすい地区」とすることを旨とし、関内駅周辺地区の駐車場整備に関するルールを定めるため、市民の皆様への意見公募を行います。

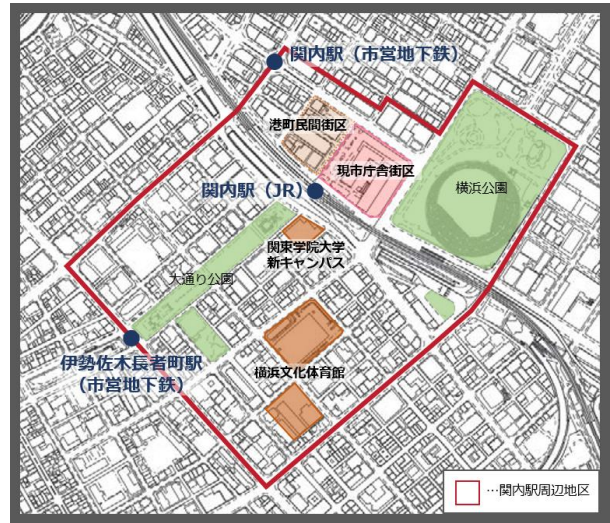


図1 対象区域

### 1 対象区域・対象施設

○対象区域：関内駅周辺地区（図1）

○対象施設：「平日・休日の需要に応じた必要駐車台数の算定」の適用を希望する複合施設で、「大規模小売店舗立地法の適用を受ける店舗を含む施設」及び「横浜市駐車場条例に基づく駐車場の附置義務の対象となる施設」の両方を含むもの

### 2 駐車場整備ルール

#### (1) 平日・休日の需要に応じた必要駐車台数の算定

関内駅周辺地区において、まちづくりのテーマである「国際的な産学連携」「観光・集客」の機能誘導を推進するため、これらの用途を導入する複合施設を整備する場合は、複合施設全体で平日・休日別の駐車需要を勘案して、多い方の総需要に基づき、必要駐車台数を算定することができます。

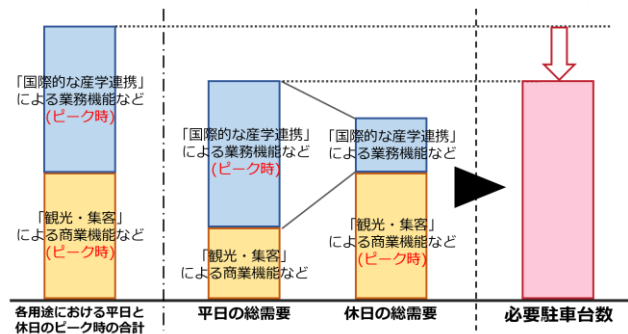


図2 必要駐車台数の算定イメージ

#### (2) 敷地外駐車場

関内駅周辺地区では、指定路線（本編参照）のみに接した敷地において、敷地外に駐車場を設置することができます。（横浜市駐車場条例第10条第1項）

地区内において、敷地外の駐車場設置が進み集約化されることによって、駐車場出入口の数が最小化され、連続した安全な歩行者空間が形成されます。また、これまで駐車場として計画されていた建物低層部に商業機能が入るスペースが生み出されるなど、地区の賑わい形成につながるものが考えられます。さらに、既存駐車場の有効活用につながることも期待されます。

### 3 ルール適用の条件

「平日・休日の需要に応じた必要駐車台数の算定」の適用に当たっては、下記の3点を遵守することを条件とします。(条件の詳細については、本編をご参照ください。)

- ① 駐車場の適切な施設計画・運用を行うこと
- ② まちづくりへの貢献を行うこと
- ③ 駐車場利用状況の定期報告を行うこと

### 4 意見公募要領

「関内駅周辺地区駐車場整備ルール(案)」に対する、ご意見の提出方法等は、以下のとおりです。

#### ■意見公募期間

平成31年4月10日(水)から平成31年5月15日(水)まで

#### ■ご意見の提出方法

「意見提出用紙」に記入し、以下のいずれかの方法により、『横浜市 都市整備局 都心再生課 宛』にご提出ください。(詳細は下記のURLもご参照ください。)

<<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/genshichoshagaikutou/chusya.jyo.html>>

##### ① 電子メールの場合

【電子メールアドレス】tb-machilab@city.yokohama.jp

※メール件名は、「関内駅周辺地区駐車場整備ルールに関する意見公募」としてください。

##### ② 郵送の場合

【宛先】〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市 都市整備局 都心再生課 宛

##### ③ F A Xの場合

【F A X番号】045-664-3551

#### ■お問合せ先

横浜市 都市整備局 都心再生課 宛

TEL : 045-671-3962

※なお、電話でのご意見の受付・回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

#### 注意事項

- (1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ使用します。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)」に従い、適切に取り扱います。